

仕 様 書

1 件 名

令和3年度車両（自動車）操縦訓練の講習

2 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊西部方面隊が令和3年度の職業訓練として退職予定隊員に受講させる車両（自動車）操縦訓練について適用する。

3 車両（自動車）操縦訓練に関する要求

(1) 課 目

「第1種大型自動車免許」、「第2種大型自動車免許」、「大型自動車限定解除」、「準中型自動車免許」、「第1種普通自動車免許」、「第2種普通自動車免許」、「けん引自動車免許」
「大型特殊自動車免許」

(2) 受講予定者は、別紙第1のとおりとする。

(3) 第1種普通自動車免許講習で取得する免許は、マニュアルシフト車免許（オートマチック車限定の条件なし）を基本とするが、やむを得ない場合は、オートマチック車限定免許も可とする。

(4) 契約相手方が準備する宿泊施設に宿泊しての合宿方式、受講者が所在する駐屯地等から契約相手方による送迎又は、交通費を支給しての通修方式（教習所が定める時程による受講）での受講とする。通修の場合の駐屯地は、受講者数あるいは所在する駐屯地を考慮したグループ（県単位）として数個の駐屯地を指定して実施できるものとする。

(5) 受講単価（各免許講習共通）

ア 宿泊による合宿方式あるいは、通修方式の統一単価を設定する。

イ 1人分の単価には、技能教習費、検定費（審査交付料を含む。）、入所金等の事務手続費、検査料、受講者に対する学科教習費（教材費）を含む。

ウ 受講者が所在する駐屯地からの交通費は、契約相手方が負担する。

エ 宿泊の場合は、宿泊費、食事代、受講のための交通費及び所属駐屯地と宿泊施設間の移動（入校時・卒業時）を含め、契約相手方が負担する。

(6) 契約後に受講予定者の所属駐屯地等に変更が生じた場合は、調達

要求元の西部方面総監部人事部援護業務課長（以下「調達要求元」という。）から契約相手側へ通知するものとする。

- (7) 実施時期（各免許講習共通）
教習開始から令和4年3月31日までの間とする。
- (8) 講習実施期間の目安
 - ア 第1種大型自動車免許講習（普通・準中型保有者）：14日間（13泊）
 - イ 第2種大型自動車免許講習：10日間（9泊）
 - ウ 大型自動車限定解除講習：4日間（3泊）
 - エ 準中型自動車免許講習
 - (ア) 普通免許以上の保有者：8日間（7泊）
 - (イ) 非保有者：22日間（21泊）
 - オ 第1種普通自動車免許講習：16日間（15泊）
 - カ 第2種普通自動車免許講習：10日間（9泊）
 - キ けん引自動車免許：8日間（7泊）
- (9) 受講日の振替及び時間の変更
 - ア 目安期間内に各免許の取得ができない場合は、卒業までの期間、受講は保証され、かつ諸経費の追加は発生しないものとする。
（諸経費：技能講習費、検定費〔審査交付料を含む。〕、宿泊を伴う場合は、食事代及び延泊費）
 - イ 予定した受講時間に受講することができない事情（本人の健康状態等及び部隊業務に起因する事情並びに災害等の発生等）が生じた場合、時間の変更について容易に調整できるものとする。
- (10) 実施場所
契約相手方の指定する県公安委員会指定の自動車学校の教習施設とする。この際、教習校の決定に際し、調達要求元と十分に協議するものとする。
- (11) 移動
受講者が所属する駐屯地と受講施設との間の送迎は、契約相手方において実施するものとする。移動については、受託業者が各受講者と調整し、その手段及び時間を指定する。
- (12) 学科教習
 - ア 各講習受講期間、希望する者は学科教習を受講できるものとする。その際、受講科目、時間割については各指定された提携教習校の計画による。
 - イ 各教習実施校に自習室が完備されており、講習時間外に任意に使用できるものとする。
- (13) 受講者の宿泊施設
 - ア 宿泊施設には、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ、エアコン等

が完備され快適かつ文化的な生活環境を確保する。

イ 部屋割りは、3人以下（男女別）を基準とし、事前に調達要求元と協議するものとする。

ウ 宿泊施設は、消防法に基づく防火管理者が専任されている施設であること。

エ 食事は、食品衛生法に基づく食品衛生責任者が設置された給食施設で調理された温かい食事と提供すること。

(14) 契約期間が満了したときは、「講習修了通知」を調達要求元に提出するものとする。（様式：別紙第2参照、提出手段：郵送を基準）

(15) 各講習及び教材についてあらかじめ調達要求元の承認を得るものとする。

4 監督・検査

(1) 監督

この仕様書により、契約担当官が任命する監督官が実施する。

(2) 検査

この仕様書により、契約担当官の任命する検査官が実施する。

5 その他

(1) 保全

契約相手方は、契約の履行に際し知り得た部隊等の情報及び隊員の個人情報については、本業務のみに使用するものとし、他の者に開示・漏洩してはならない。これらは本契約を修了したのとも同様とする。

(2) この仕様に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、調達要求元と協議してこれらを解決する。

令和3年4月21日

西部方面総監部人事部

援護業務課長 1等陸佐 塚本 洋邦

4
別紙第1

所在県	駐屯地等	1種大型		2種大型		限定解除		準中型		1種普通		2種普通		けん引		大型特殊	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
福岡県	福岡	1		1						1	4					1	
	小郡	1				2				1	1					2	
	小倉			2		1		1		4	1					3	
	前川原					1											
	飯塚															1	
佐賀県	佐賀市			2													
	目達原			1		2		1			1			1		1	
	久留米										1			2			
熊本県	健軍	3	2	2			4	1		1	5	1				1	2
	北熊本	1		3						6				2		1	
	高遊原			1							1						
	熊本市			1													
長崎県	大村	2		1		2	1			3	4			1			
	竹松							1									
	相浦									1				1		2	
大分県	大分	1		1						1	1						
	湯布院	1		1		1		2	1	4	1						
	玖珠			2						1							
	別府							1			1						
	南別府															1	
宮崎県	都城					1								1		2	
	えびの															3	
鹿児島県	川内	1				2				1				1		1	
	国分			1						3				1	2	1	
沖縄県	那覇	9		1		2		3		8	2			1		2	
	宮古										1						
	八重瀬									1							
合計		20	2	20		14	5	10	1	36	24	1		11	2	22	2

